

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年2月10日

**【四半期会計期間】** 第60期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

**【会社名】** 日本インター株式会社

**【英訳名】** Nihon Inter Electronics Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 江坂文秀

**【本店の所在の場所】** 神奈川県秦野市曾屋1204番地

**【電話番号】** 0463(84)8016

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 沖雅直

**【最寄りの連絡場所】** 神奈川県秦野市曾屋1204番地

**【電話番号】** 0463(84)8016

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 沖雅直

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第59期 第3四半期 連結累計期間	第60期 第3四半期 連結累計期間	第59期 第3四半期 連結会計期間	第60期 第3四半期 連結会計期間	第59期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	23,110	24,050	7,986	7,241	30,652
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	2,697	363	219	171	3,780
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失( ) (百万円)	3,182	500	216	290	9,196
純資産額 (百万円)			1,115	4,243	4,740
総資産額 (百万円)			25,238	22,458	20,377
1株当たり純資産額 (円)			36.05	13.56	153.16
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期(当期) 純損失金額( ) (円)	102.80	14.27	7.00	7.18	297.10
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			4.4	18.9	23.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	310	1,237			466
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	196	1,192			289
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	330	4,462			1,026
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			1,738	5,316	1,071
従業員数 (名)			690	688	686

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員を表示しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社については、「3. 関係会社の状況」に記載しております。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社について提出会社の関係会社の異動がありました。

平成22年12月28日に株式会社産業革新機構から第三者割当増資による普通株式31,250,000株に対する払い込みを受けたことに伴い、株式会社京三製作所が所有する当社の普通株式の議決権割合は、10%以下となり、株式会社京三製作所は提出会社のその他の関係会社に該当しないこととなりました。

なお、株式会社産業革新機構は、当社の総議決権数の48.93%を占める筆頭株主となりましたが、同社に確認したところ、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準委員会)第24項に従い、投資企業である同社にとって当社は関連会社に該当しないと判断していることから、当社にとっても、同社はその他の関係会社には該当しないものと判断しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	688
---------	-----

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	286
---------	-----

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
民生製品	2,437	
産業製品	1,669	
合計	4,107	

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
民生製品	1,965		798	
産業製品	1,786		1,853	
製品計	3,752		2,652	
商品計	2,927		1,679	
合計	6,680		4,331	

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
民生製品	2,358	
産業製品	1,642	
製品計	4,000	
商品計	3,240	
合計	7,241	

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)サンセイアールアンドディ			961	13.3

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであります。

1. 当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因のうち、主なものとして以下のとおり認識しております。

### (1) 市況の変動によるリスク

当社グループが販売する半導体・電子部品は、セットメーカーの生産動向と競合他社との価格競争により、その販売動向が大きく左右されます。特に半導体ではシリコンサイクルと呼ばれる循環的な市況変動を繰り返してきており、この変動が業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 技術革新への対応

当社グループが製造している半導体関連製品は、急速な技術革新、最終製品の需要及び新たな最終製品の登場などにより、その競争力を失う可能性があります。今後も製品の競争力を維持していくためには、継続したコストダウンを行うとともに、市場動向を的確に把握し、最先端技術及びノウハウを取得又は開発することで、新たな製品を顧客に提供し続ける必要があります。

### (3) 為替変動によるリスク

当社グループは、海外での製品販売を一部外貨建てで行っておりますが、為替リスクをすべて回避することは不可能であり、業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

### (4) 製品の不具合によるリスク

当社グループが販売する製品は、品質マネジメントシステムに基づく品質管理体制を敷いておりますが、販売後に何らかの不具合が発生する可能性を排除することはできません。重大な不具合が発生した場合、顧客の損失を補填するための多額の費用や取引の停止など、業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

### (5) 法的リスク

当社グループは、新製品開発において競合他社の知的財産権を侵害しないよう専門部署を組織し対応しておりますが、特許権などの知的財産権に関する侵害訴訟を申し立てられ、莫大な費用が発生する可能性がないとはいえません。

また環境規制を遵守し環境保全ならびに安全確保に努めておりますが、事前に予知できない事態の発生により法的責任を負う可能性もあります。これらの結果が業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

### (6) 自然災害などのリスク

当社グループは、製造拠点を分散する体制を敷くと同時に、定期的な災害防止検査と設備点検を行っております。しかし製造拠点において大規模地震などの自然災害の発生により操業が停止し、復旧のために巨額な費用を要すことで、業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。また海外での事業においては、政情不安などによる影響から、製品供給や販売に支障を生じ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 当社株式に係る議決権の希薄化に関わるリスク（取引金融機関を割当先とする第三者割当によるA種優先株式の発行）

当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」と言います。）の中で、債務超過解消を実現する水準の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の金融支援を取引金融機関等に対してお願いし、財務上の大きな課題である過大な有利子負債の削減及び自己資本の増強を図ることといたしました。上記金融支援の中で、当社は、平成22年6月22日開催の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立すること、並びに同年6月30日開催の当社定時株主総会において、A種優先株式の発行に関する議案の承認及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案の承認が得られることが条件とされておりましたが、平成22年6月22日、当社策定の事業再生計画案につき全取引金融機関等の同意を得て、事業再生ADR手続が成立し、また、平成22年6月30日、当社定時株主総会において、A種優先株式の発行及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する各議案について承認を得て、平成22年7月15日、取引金融機関に対するA種優先株式の発行が実施されました。当該A種優先株式に普通株式を対価とする取得請求権が付されたことから、将来においてこれが行使された場合には、既存株主様が保有する普通株式について希薄化が生じることとなります。

(8) 大株主としての経営権について（Mingxin）

平成22年5月24日開催の取締役会において、Mingxinを割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。この第三者割当増資の実施により、同社は、発行後の総議決権数の2.61%を占める大株主となりました。同社は、この第三者割当増資により取得する当社株式について、当社の事業パートナーとして、中長期的な視点から保有する予定であるとの意向を示しております。但し、Mingxinは、その議決権比率に応じた株主権行使のみを行う意向を示していることから、今後、当社の経営体制に大きな変更が生じる可能性は低いものと判断しております。

(9) 大株主としての経営権について（産業革新機構）

当社は、平成22年11月1日開催の当社取締役会において産業革新機構を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議し、この第三者割当増資の払い込みを平成22年12月28日に受けたことにより、同社は、発行後の総議決権数の48.93%を占める筆頭株主となりました。同社に確認したところ、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準委員会）第24項に従い、投資企業である同社にとって当社は関連会社に該当しないと判断していることから、当社の株主総会を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える意図はないものと判断しております。また、産業革新機構は、この第三者割当増資により取得する当社株式について、当社の将来性を理解したスポンサーとして、長期的な視点から保有する予定であるとの意向を示しておりますが、同社による当社株式の売却について、当社の定款上特に制限が設けられておらず、これを制限する合意を当社との間で行っているものでもないことから、その保有する当社株式の売却状況等により、当社株式の需給関係及び市場価格等に重大な影響を与える可能性があります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### （1）経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の連結業績は、売上高が前年同期比9.3%減の72億41百万円となりました。うち、製品は40億円、商品は32億40百万円となりました。

民生製品では、環境関連ビジネスの本格的な進展により需要が拡大し、太陽光発電向けの受注が引き続き増加し、自動車関連向けの受注も堅調に推移しましたが、プラズマや液晶関連向けの受注が在庫調整により減少し、売上は23億58百万円となりました。特に高周波用整流素子のSBD（ショットキー・バリア・ダイオード）では、太陽電池モジュール向けの新製品薄型パッケージが大きく伸長しました。超高速整流素子のFRED（ファースト・リカバリー・エピタキシャル・ダイオード）では、産業機器向けの受注が引き続き好調でした。

産業製品では、産業機器市場の本格的な需要回復からパワーモジュールが大幅に増加し、売上は16億42百万円となりました。主力とする汎用インバータや産業用電源、工作機、エレベーター向けなどの需要が拡大し、今後も引き続き中国市場での需要増を見込んでおります。

商品は、半導体と開発商品が増加しましたが、堅調に推移してきた液晶関連が販売先の需給調整の影響から大きく減少しました。

損益面におきましては、原価低減と固定費削減に加え、採算性を重視した営業活動を展開してまいりました。このため営業利益は2億73百万円（前年同期は1億23百万円の損失）と大幅に増加しました。また上期の急激な円高も若干緩和し円安傾向に推移したことから、為替差損は46百万円の計上に留り、経常利益は1億71百万円（前年同期は2億19百万円の損失）となりました。また、投資有価証券の売却を積極的に進めたこと等により3億41百万円の特別利益を計上するとともに、株式会社産業革新機構の増資払い込みに伴うフィナンシャルアドバイザーへの報酬等2億7百万円を特別損失に計上し、四半期純利益は2億90百万円（前年同期は2億16百万円の損失）となりました。

#### （2）財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産合計は、前連結会計年度末と比べ20億81百万円増加の224億58百万円となりました。主な内訳としては、平成22年12月28日に35億円の増資払い込みを受けたことから現金及び預金が41億61百万円増の54億16百万円、商品の売上減少から受取手形及び売掛金が5億55百万円減の62億96百万円、商品及び製品が2億83百万円減の18億13百万円となりました。投資有価証券は売却等により14億22百万円減少しております。

負債合計は、前連結会計年度末と比べ69億4百万円減少の182億14百万円となりました。主な内訳としては、金融機関に対してデット・エクイティ・スワップによるA種優先株式51億9百万円を発行し、借入金の返済を進めたことにより短期借入金が51億21百万円減少し、また、支払手形及び買掛金が22億72百万円減少したことなどにより流動負債が86億75百万円減少しました。また、短期借入金を長期借入金に借り替えたことにより、固定負債が17億71百万円増加しました。

純資産合計は、前連結会計年度末と比べ89億83百万円増の42億43百万円となりました。主な内訳としては、増資、減資その他の資本構成の是正を実施した結果、資本金が18億7百万円、資本剰余金が23億27

百万円それぞれ減少しましたが、一方、利益剰余金は129億85百万円増加しました。更に、投資有価証券の売却等により評価・換算差額等が3億76百万円減少しております。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に比べ23億20百万円増加し、53億16百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少などにより7億48百万円の減少（前年同四半期比5億2百万円減少）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入などにより7億28百万円の増加（前年同四半期比7億82百万円増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金及び長期借入金が合わせて10億88百万円減少し、一方、株式の発行による収入が35億円あったことから、23億51百万円の増加（前年同四半期比20億41百万円増加）となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成22年6月22日に成立した事業再生ADR手続にもとづく事業再生計画を実施しておりますが、この計画を着実に実行することは、当社の対処すべき課題であり、その中で以下を骨子とする対応を進めております。

#### (a) 事業上の課題への対応

##### 民生事業

つくばの8インチ工場を母体とした外部委託中心のビジネスモデルへ転換して参ります。

- ・ 国内においては、5インチウエハの8インチウエハ化を加速することでつくば工場への生産集約化を進め、生産効率の向上による原価低減を図ります。
- ・ 海外においては、ファウンドリを活用し、台湾子会社の業務を順次、後工程専門メーカーへシフトすることで、費用構造の変動費化を進め、事業リスクの軽減を図ります。
- ・ 中華圏においては、事業管理人員、営業人員を増強して現地ローカル企業への営業を強化し、売上の拡大を目指します。



## 産業事業

資源の集中と協業による強化を図って参ります。具体的には、今後、急速な市場の拡大が見込まれる環境、新エネルギー市場向け製品の開発にあたっては、最終ユーザーのニーズを製品に反映させるべく当社販売先との協業を進めると共に、経営資源を集中します。特にモールド型モジュールを速やかに製品化し、ハイブリッド車等車載向け及び太陽光発電関連向けへの製品供給を積極的に行って参ります。

## 商品事業

メーカーとしての技術力を最大限活用し、収益性の高いソリューション提案型ビジネスを更に展開できるよう顧客の選択と集中を進めます。これと並行して、メーカーの商社部門としての位置付けを再認識し、分社化を視野に入れた事業改革に着手します。

## 固定費の削減

生産体制の抜本的な見直し及び人事評価制度の見直し等により、人件費総額の維持もしくは抑制を図って参ります。

### (b) 財務上の課題への対応

当社は、第2四半期連結会計期間において事業再生ADR手続のもと取引金融機関3行から、総額51億9百万円の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）、ならびに全取引金融機関等から借入金122億81百万円の返済条件の緩和について同意をいただき、実行されました。

当社は、平成23年3月期中に、保有する投資有価証券等の売却、ならびに固定資産の譲渡を行い、有利子負債の削減を進めております。

当社は、平成22年11月1日開催の取締役会において、株式会社産業革新機構を割当先とする第三者割当増資により35億を調達するために株式の募集をすることを決議し、平成22年12月28日に払い込みを受けました。

以上の資本増強策等により、当第3四半期連結会計期間末には資産超過となっており、株式上場は維持できるものと考えております。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

## 株式会社の支配に関する基本方針

### 1 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、創業以来50年以上にわたって、高効率な電力変換・制御を可能にする、パワー半導体の開発・製造・販売を柱に事業を展開してまいりました。省エネや環境保全の面から、社会に貢献していく製品を開発し市場へ供給することで、企業としての価値を高めていくことに取り組んでまいりました。これらの取組みが当社の株式の大規模買付けを行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買収者が大規模買付けを行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大規模買付けの目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、従業員およびその他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握した上で、当該買付けが当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があるとあり、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付けが強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考え、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

## 2 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1)基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (a) 企業価値向上への取組み

当社は、企業価値向上への取組みとして事業再生ADR手続きの下、以下のとおり事業再生計画を実施してまいります。

##### 民生事業

つくばの8インチ工場を母体とした外部委託中心のビジネスモデルへ転換して参ります。

- ・ 国内においては、5インチウエハの8インチウエハ化を加速することでつくば工場への生産集約化を進め、生産効率の向上による原価低減を図ります。
- ・ 海外においては、ファウンドリを活用し、台湾子会社の業務を順次、後工程専門メーカーへシフトすることで、費用構造の変動費化を進め、事業リスクの軽減を図ります。
- ・ 中華圏においては、事業管理人員、営業人員を増強して現地ローカル企業への営業を強化し、売上の拡大を目指します。

##### 産業事業

資源の集中と協業による強化を図って参ります。具体的には、今後、急速な市場の拡大が見込まれる環境、新エネルギー市場向け製品の開発にあたっては、最終ユーザーのニーズを製品に反映させるべく当社販売先との協業を進めると共に、経営資源を集中します。特にモールド型モジュールを速やかに製品化し、ハイブリッド車等車載向け及び太陽光発電関連向けへの製品供給を積極的に行って参ります。

## 商品事業

メーカーとしての技術力を最大限活用し、収益性の高いソリューション提案型ビジネスを更に展開できるよう顧客の選択と集中を進めます。これと並行して、メーカーの商社部門としての位置付けを再認識し、分社化を視野に入れた事業改革に着手します。

### 固定費の削減

生産体制の抜本的な見直し及び人事評価制度の見直し等により、人件費総額の維持もしくは抑制を図って参ります。

以上の事業構造改革を迅速かつ着実に実行し事業再生をはかることにより、企業価値の向上を図ってまいります。

## (b) コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、取締役会による経営方針の決定と監督のもとでの業務執行については、平成13年6月より執行役員制度を導入しております。各業務部門等の長に執行役員を任命し、その業務執行責任を明確に定め、社長の監督のもとで執行役員による迅速な判断と業務執行ができる体制を敷いております。さらに、平成20年6月開催の第57回定時株主総会において、取締役の任期を従来の2年から1年に短縮することを決議いたしました。これは、当社の経営を誰に委ねるかを株主の皆様が毎年決定していただくとともに、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様が出席し、その議決権の過半数を有する株主の皆様が当社の現行の経営陣に反対された場合には、これを交代させることを可能とするためのものであります。また、社外取締役3名により、経営監視機能を強化し、経営の透明性を高めております。

### (2)基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

当社の上記取組みは、当社の企業価値を向上させるものであり、その結果として当社株主の共同の利益を著しく損なう買付者が出現する可能性を減少させるものですので、基本方針に沿うものであると考えております。また、かかる取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の企業価値を向上させるものですので、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであります。

## 3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月開催の第57回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定いたしました。本プランは、当社の基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させる目的をもって導入されました。

### ・本プランの概要

#### (1)大規模買付ルールの設定

本プランでは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、又は当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、のいずれかに該当する当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案がなされる場合を適用対象とするルールをあらかじめ設定しております。

#### (2)情報提供の要求

買付者等は、株券等の買付等の開始に先立ち、買付内容等の検討に必要な情報を当社に対して提供していただきます。

### (3)独立委員会による検討・勧告等

本プランでは、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社からの独立性が高い社外監査役等で構成される独立委員会を設置します。独立委員会は、買付者等から提供された情報や取締役会から提供された情報、買付等に対する意見、代替案等を検討します。

そして、独立委員会は、買付者等が本プランに定めるルールを遵守しない場合や買付等の内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるときなど所定の要件を充足する場合で、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

### (4)取締役会による決議

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関として決議を行います。

#### ・本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から本プランの合理性が高いと判断しております。

#### (1)買収防衛策に関する指針を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が公表している「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

#### (2)株主意思を重視するものであること

本プランの導入に関する株主の意思を確認するため、第57回定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、承認されたものであります。

また、今後においても 当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において、本プランを廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されます。

#### (3)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため独立委員会を設置しました。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、企業経営等に関する一定以上の専門知識を有する者に該当する委員3名以上により構成され、独立委員会規則に従って、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行います。また、独立委員会は、当社の費用で、当社の経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるとされていますので、その判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

さらに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

#### (4)合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは対抗措置が発動されないように設定されており、取締役会の恣意的判断を防止するための仕組みが確保されています。

#### (5)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

## (5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1億83百万円でありま  
す。

当連結会計年度の研究開発方針は、ハイブリッド車や電気自動車等の自動車機器市場、クリーンエネ  
ルギー市場、産業機器市場、デジタル家電市場等の伸長市場に対応したパワー半導体の研究開発活動の  
実施であります。

### (a) 民生製品

当第3四半期連結会計期間では、アバランシェ保証型ショットキー・バリア・ダイオード(SBD)に  
ついては、第1四半期に開発を完了しました90V品及び150V品の技術評価用サンプル出荷をし、量産に  
向けた取り組みを進めております。この製品により、高信頼性、高ノイズ耐量、小型軽量化、高効率化を  
要求される車載市場(DC-DCコンバ-タ)の多様なニーズにお応えして参ります。

超高速整流素子(FRED)については、コスト競争力を維持するために8インチ化へのシフトを進めて  
います。開発中の300V品は来期の量産を予定しております。

パワ-MOSFETについては、RF電源用MOSFET(500V)の第4四半期の量産化に向けて評価を進めてお  
ります。

### (b) 産業製品

小型モールド型モジュールについては、DC-DCコンバ-タ用にSBDモジュールの開発を進めておりま  
す。今後、機器の小型化、低価格化の市場要求を満たす製品として期待の大きい製品であり、量産化は平  
成23年度の予定であります。また、太陽光発電のジャンクションボックス(J-BOX)に使用されるSBD/  
ダイオードモジュールの開発も進めております。

E V充電器用MP-PACKについては、逆流防止用ダイオード(800V,30A)として当社独自の小型パッケ  
-ジMP-PACKに封じた製品を開発中であり、量産時期は第4四半期を予定しております。

今後とも、パワーダイオ-ドのトップメーカーの位置をしっかりと固める新製品開発を着実に進める  
とともに、次世代パワ-デバイスの開発、基礎研究を怠りなく実施して参ります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種優先株式	20,000,000
計	120,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	63,870,025	63,870,025	東京証券取引所 (市場第二部) (注2)	(注1)
A種優先株式 (当該優先株式は行 使価額修正条項付新 株予約権付社債券等 であります。)	10,219,622	10,219,622		(注3)、(注4)
計	74,089,647	74,089,647		

(注)1 権利の内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注)2 当社普通株式は東京証券取引所の市場第一部に上場されておりましたが、平成22年8月1日をもって、市場第二部への指定替えが行われております。

(注)3 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種優先株式)の特質は以下のとおりであります。

A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得請求権が行使されたA種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の基準額で除して算出されます(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てます。)。また、基準額は、下記のとおり、2015年4月1日以降、毎年1回の頻度で修正されます。

当初基準額は、2014年4月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)に相当する金額又は150円のいずれか高い金額であります。

2015年4月1日から2037年3月31日までの期間の毎年4月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)に相当する金額に修正されます。

上記の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の80%に相当する額又は150円のいずれか高い額を下限とします。

A種優先株主による取得請求がなされた日において、剰余授權株式数(以下に定義されます。以下同様とします。)が請求対象普通株式総数(以下に定義されます。以下同様とします。)を下回る場合には、(i)各A種優先株主による取得請求にかかるA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てます。また、0を下回る場合は0とします。)のA種優先株式のみ、取得請求の効力が生じるものとし、取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の取得請求にかかるA種

優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなします。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいいます。

A：(I)当該取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該取得請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」といいます。）における発行済株式（自己株式を除きます。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除きます。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該取得請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除きます。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除きます。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が取得請求日に取得請求をしたA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を取得請求日における取得価額（修正・調整されます。）で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。）をいいます。

A種優先株式には、当社が、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてA種優先株式を取得することができる取得条項が付されています。

なお、A種優先株式の取得請求の期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を取得請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとします。

上記乃至の詳細は、A種優先株式の内容として、下記(注4)に記載しております。

(注)4 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 単元株式数

100株

2. 剰余金の配当

(1) A種優先配当

当社は、A種優先株式について、2010年6月末日を含む事業年度から2014年3月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2014年4月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に優先して、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、500円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

記

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.00%

「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「A種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当年率決定基準日に日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配



当社の残余財産の分配をするときは、普通株主および普通登録株式質権者に対する残余財産の分配に優先して、A種優先株式1株につき、500円を支払う。

(2)非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2014年4月1日以降2037年3月31日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づくA種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による転換請求にかかるA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求にかかるA種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該転換請求日に転換請求をしたA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、2014年4月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（その承継人を含み、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または150円のいずれか高い金額とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）および150円は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、A種転換請求期間中、毎年4月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。以下「修正基準日価額」という。）に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、2015年4月1日以降、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、当初取得価額の80%に相当する額または150円のいずれか高い額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(3)において「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が} \\ \text{保有する普通株式の数）} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\left( \begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本 において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主お

よびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

#### 6. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2019年7月1日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「A種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ、下記(1)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」といい、償還請求が効力を生じた日を「償還請求日」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における下記(1)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

##### (1)任意償還価額の上限金額

A種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）からA種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定されたA種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）からA種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定されたA種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

##### (2)任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株式1株につき、500円とする。

#### 7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額をA種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、当該平均値が150円を下回る場合には、平均値は150円とする。なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。かかる期間中に第5項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第5項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### 8. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

##### (2)強制償還価額

強制償還価額は、2014年3月末日以前においてはA種優先株式1株につき550円、2014年4月1日以降においてはA種優先株式1株につき500円とする。

#### 9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2)当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権の有無およびその理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

12. その他

A種優先株式について譲渡制限は定めない。

(注) 5 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種優先株式)に関する事項は以下のとおりであります。

(1)当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2)当社の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3)当社の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(注) 6 A種優先株式に係る出資は、発行価額の総額(5,109,811,000円)に相当する金銭以外の財産の現物出資の方法により行われております。当該現物出資に係る財産の内容は、以下のとおりであります。

株式会社横浜銀行との間の平成12年7月10日付当座貸越契約書に基づく金銭貸付債権(価額:金10億円(このうち金460,574,000円相当分を現物出資)、返済期日:平成22年4月30日、利率:3.050%、目的:金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

貸付人としての株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行、並びにアレンジャー兼エージェントとしての株式会社横浜銀行との間の平成20年9月24日付コミットメントライン契約書に基づく金銭貸付債権(価額:借入総額35億円のうち株式会社横浜銀行貸付分の21億円(全額につき現物出資)、返済期日:平成22年4月30日、利率:1.963%、目的:金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

株式会社横浜銀行との間の平成21年9月28日付当座貸越契約書に基づく金銭貸付債権(価額:金20億円(全額につき現物出資)、返済期日:平成22年4月30日、利率3.050%、目的:金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

株式会社三井住友銀行との間の平成22年3月30日付手形貸付借入(変更)申込書に基づく貸付けに係る金銭貸付債権(価額:金416,000,000円(このうち金258,620,500円相当分を現物出資)、返済期日:平成22年4月30日、利率:1.975%、目的:金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

株式会社三菱東京UFJ銀行との間の平成18年9月27日付金銭消費貸借契約証書に基づく金銭貸付債権(価額:5億円(このうち金40,616,500円相当分を現物出資)、返済期日:平成23年9月27日、利率:2.480%、目的:金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

株式会社三菱東京UFJ銀行との間の平成19年9月27日付金銭消費貸借契約証書に基づく金銭貸付債権(価額:2億5千万円(全額につき現物出資)、返済期日:平成24年9月27日、利率:2.090%、目的:金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行している。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,770
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	177,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	814

新株予約権の行使期間	平成19年7月20日～平成23年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 814 資本組入額 407
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社または当社の子会社もしくは関係会社の取締役、執行役、監査役、相談役、顧問、執行役員または従業員でなければならない。 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に1株当たり払込金額の調整を行うことができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月28日 (注)	31,250,000	普通株式 63,870,025 A種優先株式 10,219,622	1,750	2,234	1,750	1,750

(注) 有償第三者割当による普通株式の発行

募集株式の種類及び数 普通株式31,250,000株

発行価格 1株につき112円

資本組入額 1株につき56円

割当先 第三者割当の方法により株式会社産業革新機構に31,250,000株を割当

## (6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、平成22年12月28日付の第三者割当による新株式発行により、次のとおり大株主の異動がありました。

## 所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社産業革新機構	東京都千代田区丸の内1-6-5	31,250,000	42.18

## 所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社産業革新機構	東京都千代田区丸の内1-6-5	31,250,000	48.93

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年11月16日)に基づく株主名簿を基に、株式会社産業革新機構への新株式発行による株式の数及び議決権の増加分を追加して記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 10,219,622		(注1)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,852,100	638,521	同上
単元未満株式	普通株式 17,825		同上
発行済株式総数	A種優先株式 10,219,622 普通株式 63,870,025		
総株主の議決権		638,521	

- (注) 1 A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。  
2 「完全議決権株式(その他)」欄の株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。  
3 「単元未満株式」欄の株式には、当社所有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本インター株式会社 (自己保有株式)	神奈川県秦野市曾屋1204	100		100	0.00
計		100		100	0.00

(注) 上記の他、単元未満株式20株を所有しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	250	214	175	154	138	127	120	160	150
最低(円)	120	145	110	115	108	108	103	112	122

(注) 平成22年7月31日以前は、東京証券取引所市場第一部におけるもので、平成22年8月1日以降は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役		柴田英利	昭和47年 11月16日	平成7年4月 東海旅客鉄道株式会社入社 平成13年8月 株式会社MKSパートナーズ入社 平成16年8月 同社パートナー 平成19年10月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 グローバルプライベートエクイティ マネージングディレクター 平成21年9月 株式会社産業革新機構入社 投資事業グループ マネージングディレクター(現任) 平成22年12月 当社取締役(現任)	(注3)		平成22年 12月24日
取締役		関根 武	昭和36年 2月19日	平成3年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成7年8月 公認会計士登録 平成14年4月 経済産業省経済産業政策局勤務 平成18年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)復職 平成21年12月 株式会社産業革新機構入社 ビジネス統括グループ マネージングディレクター(現任) 平成22年12月 当社取締役(現任)	(注3)		平成22年 12月24日
監査役		新居英一	昭和58年 4月5日	平成19年4月 みずほ証券株式会社入社 平成21年12月 株式会社産業革新機構入社 投資事業グループ アソシエイト(現任) 平成22年12月 当社監査役(現任)	(注4)		平成22年 12月24日

- (注) 1. 取締役柴田英利、関根武は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役新居英一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 取締役の任期は、就任の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4. 監査役の任期は、就任の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

#### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	常務執行役員 モジュール事業部長	森 三郎	平成22年12月24日
取締役	執行役員 品質保証部門長	鬼塚哲也	平成22年12月24日
取締役	執行役員 ディスクリート事業部長	春日 昇	平成22年12月24日
取締役		古澤 章	平成22年12月24日
監査役		渡辺弘一	平成22年12月24日

#### (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務執行役員 モジュール事業部長	取締役 常務執行役員 モジュール事業部長	森 三郎	平成22年12月24日
執行役員 品質保証部門長	取締役 執行役員 品質保証部門長	鬼塚哲也	平成22年12月24日
執行役員 ディスクリート事業部長	取締役 執行役員 ディスクリート事業部長	春日 昇	平成22年12月24日



## 第5 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、海南監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,416	1,255
受取手形及び売掛金	3 6,296	3 6,851
商品及び製品	1,813	2,096
仕掛品	2,018	2,177
原材料及び貯蔵品	1,546	1,185
繰延税金資産	1	2
その他	375	344
貸倒引当金	0	23
流動資産合計	17,467	13,891
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,639	1,808
機械装置及び運搬具（純額）	743	874
土地	918	936
リース資産（純額）	486	490
建設仮勘定	241	17
その他（純額）	78	97
有形固定資産合計	1 4,108	1 4,224
無形固定資産		
投資その他の資産	51	49
投資有価証券	4 131	4 1,553
長期前払費用	100	104
繰延税金資産	13	11
その他	613	543
貸倒引当金	39	25
投資その他の資産合計	819	2,188
固定資産合計	4,979	6,461
繰延資産	11	24
資産合計	22,458	20,377

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5 2,658	4,930
短期借入金	2 5,042	2 10,163
1年内償還予定の社債	500	2,100
リース債務	244	237
未払法人税等	27	24
未払金	604	196
未払費用	161	296
賞与引当金	79	129
リース資産減損勘定	275	300
その他	145	34
流動負債合計	9,739	18,414
固定負債		
社債	2,500	2,750
長期借入金	3,453	720
リース債務	906	1,090
退職給付引当金	509	562
資産除去債務	19	-
長期リース資産減損勘定	689	888
繰延税金負債	1	230
事業整理損失引当金	291	305
その他	102	156
固定負債合計	8,475	6,704
負債合計	18,214	25,118
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,234	4,041
資本剰余金	1,750	4,077
利益剰余金	719	12,266
自己株式	0	508
株主資本合計	4,704	4,656
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	337
為替換算調整勘定	462	422
評価・換算差額等合計	460	84
純資産合計	4,243	4,740
負債純資産合計	22,458	20,377

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	23,110	24,050
売上原価	22,158	20,276
売上総利益	952	3,774
販売費及び一般管理費	1 3,186	1 2,746
営業利益又は営業損失( )	2,234	1,028
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	22	20
物品売却益	31	10
雑収入	46	74
営業外収益合計	103	107
営業外費用		
支払利息	280	275
為替差損	138	387
社債発行費償却	15	13
たな卸資産廃棄損	2	-
雑支出	128	96
営業外費用合計	566	772
経常利益又は経常損失( )	2,697	363

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	2	403
賞与引当金戻入額	32	34
貸倒引当金戻入額	-	11
前期損益修正益	5	23
役員退職慰勞債務消滅益	-	7 19
固定資産売却益	0	2
特別利益合計	41	495
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	4	11
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	29
過年度たな卸資産修正損	-	48
減損損失	-	8 18
事業再生損失	-	9 212
固定資産整理損	3 40	-
早期割増退職金	4 290	-
退職給付費用	5 85	-
再就職支援費用	6 24	-
その他	-	16
特別損失合計	444	336
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	3,100	522
法人税等	2 82	2 21
少数株主損益調整前四半期純利益	-	500
四半期純利益又は四半期純損失( )	3,182	500

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	7,986	7,241
売上原価	7,118	6,019
売上総利益	868	1,221
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 991	<sup>1</sup> 948
営業利益又は営業損失( )	123	273
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	11	6
物品売却益	8	3
為替差益	4	-
雑収入	14	34
営業外収益合計	40	45
営業外費用		
支払利息	105	77
為替差損	-	46
社債発行費償却	5	3
たな卸資産廃棄損	0	-
雑支出	25	19
営業外費用合計	136	147
経常利益又は経常損失( )	219	171
特別利益		
投資有価証券売却益	2	339
固定資産売却益	0	0
貸倒引当金戻入額	-	1
特別利益合計	3	341
特別損失		
固定資産除却損	0	2
事業再生損失	-	<sup>5</sup> 189
早期割増退職金	<sup>3</sup> 2	-
再就職支援費用	<sup>4</sup> 1	-
その他	-	15
特別損失合計	4	207
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	212	305
法人税等	<sup>2</sup> 4	<sup>2</sup> 15
少数株主損益調整前四半期純利益	-	290
四半期純利益又は四半期純損失( )	216	290

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	3,100	522
減価償却費	855	466
減損損失	-	18
繰延資産償却額	19	13
貸倒引当金の増減額( は減少)	24	8
退職給付引当金の増減額( は減少)	278	54
受取利息及び受取配当金	25	23
支払利息	280	275
為替差損益( は益)	1	132
投資有価証券売却損益( は益)	-	387
有形固定資産除却損	4	11
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	29
売上債権の増減額( は増加)	176	382
たな卸資産の増減額( は増加)	3,353	46
仕入債務の増減額( は減少)	878	2,125
未収入金の増減額( は増加)	345	109
未払費用の増減額( は減少)	48	140
賞与引当金の増減額( は減少)	90	49
その他	415	213
小計	32	996
利息及び配当金の受取額	25	22
利息の支払額	270	249
法人税等の支払額	32	13
営業活動によるキャッシュ・フロー	310	1,237
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の売却による収入	-	1,245
有形固定資産の取得による支出	161	185
有形固定資産の売却による収入	0	4
貸付けによる支出	47	1
貸付金の回収による収入	1	5
その他	9	122
投資活動によるキャッシュ・フロー	196	1,192

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	3,429	3,122
長期借入れによる収入	-	50
長期借入金の返済による支出	180	432
社債の償還による支出	2,750	1,850
株式の発行による収入	-	3,750
リース債務の返済による支出	168	177
配当金の支払額	0	0
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	330	4,462
現金及び現金同等物に係る換算差額	70	173
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	247	4,244
現金及び現金同等物の期首残高	1,986	1,071
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,738	5,316



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(資産除去債務に関する会計基準の適用) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより当第3四半期連結累計期間の営業利益が0百万円、経常利益が0百万円、税金等調整前四半期純利益が31百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は19百万円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結キャッシュフロー計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損益(は益)」は、重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券売却損益(は益)」は2百万円であります。  また、前第3四半期連結累計期間において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券の売却による収入」は、重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券の売却による収入」は22百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しましては、前連結会計年度末以降の経営環境等の変化に対応し、その変化の影響を加味した業績予想およびタックス・スケジュールリングにより判断しております。なお、当社の繰延税金資産の回収対象期間並びに回収可能性については、慎重に検討した結果、評価性引当金を計上しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
(ヘッジ会計)	当第3四半期連結会計期間において、従来、特例処理を採用しておりました金利スワップについては、借入金の返済によりヘッジ対象が消滅したため、時価評価をしております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の経常利益が5百万円、税金等調整前四半期純利益が5百万円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																		
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 19,056百万円</p> <p>2 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を締結しております。当四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額等</td> <td style="text-align: right;">2,445百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,439百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> </table> <p>3 受取手形割引高は、1,209百万円であります。</p> <p>4 担保資産                      担保に供されている資産のなかで、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、全担保資産のうち次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">130百万円</td> </tr> </table> <p>5 四半期連結会計期間末日満期支払手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。                      なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期支払手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額等	2,445百万円	借入実行残高	2,439百万円	差引額	5百万円	投資有価証券	130百万円	支払手形	53百万円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 18,898百万円</p> <p>2 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">8,334百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">7,298百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,035百万円</td> </tr> </table> <p>3 受取手形割引高は、806百万円であります。</p> <p>4 担保資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,401百万円</td> </tr> </table> <p>5</p>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	8,334百万円	借入実行残高	7,298百万円	差引額	1,035百万円	投資有価証券	1,401百万円
当座貸越極度額等	2,445百万円																		
借入実行残高	2,439百万円																		
差引額	5百万円																		
投資有価証券	130百万円																		
支払手形	53百万円																		
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	8,334百万円																		
借入実行残高	7,298百万円																		
差引額	1,035百万円																		
投資有価証券	1,401百万円																		

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																																				
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="220 416 730 719"> <tr><td>役員報酬</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>給料及び賞与</td><td>975百万円</td></tr> <tr><td>運送費</td><td>259百万円</td></tr> <tr><td>旅費及び交通費</td><td>94百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>223百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>426百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>137百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>117百万円</td></tr> </table>	役員報酬	63百万円	給料及び賞与	975百万円	運送費	259百万円	旅費及び交通費	94百万円	賃借料	223百万円	業務委託費	426百万円	減価償却費	137百万円	賞与引当金繰入額	37百万円	退職給付費用	117百万円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="850 416 1345 719"> <tr><td>役員報酬</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>給料及び賞与</td><td>876百万円</td></tr> <tr><td>運送費</td><td>282百万円</td></tr> <tr><td>旅費及び交通費</td><td>88百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>189百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>259百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>95百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>84百万円</td></tr> </table>	役員報酬	46百万円	給料及び賞与	876百万円	運送費	282百万円	旅費及び交通費	88百万円	賃借料	189百万円	業務委託費	259百万円	減価償却費	95百万円	賞与引当金繰入額	41百万円	退職給付費用	84百万円
役員報酬	63百万円																																				
給料及び賞与	975百万円																																				
運送費	259百万円																																				
旅費及び交通費	94百万円																																				
賃借料	223百万円																																				
業務委託費	426百万円																																				
減価償却費	137百万円																																				
賞与引当金繰入額	37百万円																																				
退職給付費用	117百万円																																				
役員報酬	46百万円																																				
給料及び賞与	876百万円																																				
運送費	282百万円																																				
旅費及び交通費	88百万円																																				
賃借料	189百万円																																				
業務委託費	259百万円																																				
減価償却費	95百万円																																				
賞与引当金繰入額	41百万円																																				
退職給付費用	84百万円																																				
<p>2 「法人税、住民税及び事業税」と、「法人税等調整額」は「法人税等」として一括して表示しております。</p>	<p>2 同 左</p>																																				
<p>3 「固定資産整理損」については、新工場着工延期に伴う費用であります。</p>	<p>3</p>																																				
<p>4 「早期割増退職金」については、希望退職実施に伴う費用であります。</p>	<p>4</p>																																				
<p>5 「退職給付費用」については、希望退職実施に伴う費用であります。</p>	<p>5</p>																																				
<p>6 「再就職支援費用」については、希望退職実施に伴う費用であります。</p>	<p>6</p>																																				
	<p>7 役員退職慰労消滅益については、前連結会計年度末までに確定した役員退職慰労債務が消滅したことによるものであります。</p> <p>8 減損損失については、秋田県に所有する工場用地の評価損であります。</p> <p>9 事業再生損失については、事業再生手続きに係る弁護士費用及びコンサルティング費用等でありま</p>																																				

## 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																																				
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>給料及び賞与</td><td>254百万円</td></tr> <tr><td>運送費</td><td>107百万円</td></tr> <tr><td>旅費及び交通費</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>73百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>150百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>44百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>27百万円</td></tr> </table>	役員報酬	13百万円	給料及び賞与	254百万円	運送費	107百万円	旅費及び交通費	24百万円	賃借料	73百万円	業務委託費	150百万円	減価償却費	44百万円	賞与引当金繰入額	37百万円	退職給付費用	27百万円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>給料及び賞与</td><td>286百万円</td></tr> <tr><td>運送費</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>旅費及び交通費</td><td>27百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>93百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>29百万円</td></tr> </table>	役員報酬	16百万円	給料及び賞与	286百万円	運送費	79百万円	旅費及び交通費	27百万円	賃借料	54百万円	業務委託費	93百万円	減価償却費	40百万円	賞与引当金繰入額	41百万円	退職給付費用	29百万円
役員報酬	13百万円																																				
給料及び賞与	254百万円																																				
運送費	107百万円																																				
旅費及び交通費	24百万円																																				
賃借料	73百万円																																				
業務委託費	150百万円																																				
減価償却費	44百万円																																				
賞与引当金繰入額	37百万円																																				
退職給付費用	27百万円																																				
役員報酬	16百万円																																				
給料及び賞与	286百万円																																				
運送費	79百万円																																				
旅費及び交通費	27百万円																																				
賃借料	54百万円																																				
業務委託費	93百万円																																				
減価償却費	40百万円																																				
賞与引当金繰入額	41百万円																																				
退職給付費用	29百万円																																				
2 「法人税、住民税及び事業税」と、「法人税等調整額」は「法人税等」として一括して表示しております。	2 同左																																				
3 「早期割増退職金」については、希望退職実施に伴う費用が、当第3四半期連結会計期間中に確定したことに伴い、第2四半期連結会計期間における計上と同一科目での戻し入れが発生したものであります。	3																																				
4 「再就職支援費用」については、希望退職実施に伴う費用であります。	4																																				
	5 事業再生損失については、事業再生手続きに係る弁護士費用及びコンサルティング費用等でありませす。																																				

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係																
<table> <tr><td>現金及び預金</td><td>1,866百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,866百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月超の定期預金</td><td>128百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>1,738百万円</td></tr> </table>	現金及び預金	1,866百万円	計	1,866百万円	預入期間が3か月超の定期預金	128百万円	現金及び現金同等物	1,738百万円	<table> <tr><td>現金及び預金</td><td>5,416百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>5,416百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月超の定期預金</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>5,316百万円</td></tr> </table>	現金及び預金	5,416百万円	計	5,416百万円	預入期間が3か月超の定期預金	100百万円	現金及び現金同等物	5,316百万円
現金及び預金	1,866百万円																
計	1,866百万円																
預入期間が3か月超の定期預金	128百万円																
現金及び現金同等物	1,738百万円																
現金及び預金	5,416百万円																
計	5,416百万円																
預入期間が3か月超の定期預金	100百万円																
現金及び現金同等物	5,316百万円																

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	63,870,025
A種優先株式(株)	10,219,622
計	74,089,647

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	337

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

配当金無配のため、該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 4 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年6月18日付で、自己株式の消却を実施いたしました。この結果、第1四半期連結会計期間において資本剰余金が67百万円、利益剰余金が4億41百万円それぞれ減少し、自己株式が5億8百万円減少いたしました。

平成22年7月15日付でNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.から第三者割当増資の払い込みを受け、資本金及び資本準備金が各々1億25百万円増加しました。また、平成22年7月15日付で株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行に対し、デット・エクイティ・スワップによりA種優先株式を発行したことにより、資本金及び資本準備金が各々25億54百万円増加しました。

加えて、平成22年6月30日開催の定時株主総会決議に基づき、平成22年7月31日に、資本金及び資本準備金を各々62億36百万円、66億90百万円減少し、その他資本剰余金に振り替え、利益準備金3億33百万円を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるとともにその他資本剰余金、別途積立金、技術研究積立金及び固定資産圧縮積立金を各々124億85百万円、21億円、13百万円、10百万円減少し、その合計額である146億9百万円を繰越利益剰余金に振り替えました。

更に、平成22年12月28日付で株式会社産業革新機構から第三者割当増資の払い込みを受け、資本金及び資本準備金が各々17億50百万円増加しております。

この結果、第3四半期連結累計期間末において資本金が22億34百万円、資本準備金が17億50百万円となり、その他資本剰余金、利益準備金、別途積立金、技術研究積立金及び固定資産圧縮積立金がいずれも0円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

当社連結グループはパワー半導体の専門メーカーとして、SBD、FREDをはじめとするダイオード並びにモジュール製品の製造、販売、開発に携わっております。また、大手仕入先より購入した液晶・半導体・電気部品等を単品またはカスタム化し販売することで、技術商社としての事業を展開しております。これら製商品は情報および民生機器、自動車電装品、各種産業機器等に幅広く使われており、その販売市場は多岐にわたり、各市場で使用する製商品は相互に類似、重複しております。加えて、製商品の種類、性質、製造方法からみても、単一の事業区分と認識するほうが経営の実態を適切に反映できるものと考え、事業の種類別セグメント情報は単一といたしました。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

当社連結グループはパワー半導体の専門メーカーとして、SBD、FREDをはじめとするダイオード並びにモジュール製品の製造、販売、開発に携わっております。また、大手仕入先より購入した液晶・半導体・電気部品等を単品またはカスタム化し販売することで、技術商社としての事業を展開しております。これら製商品は情報および民生機器、自動車電装品、各種産業機器等に幅広く使われており、その販売市場は多岐にわたり、各市場で使用する製商品は相互に類似、重複しております。加えて、製商品の種類、性質、製造方法からみても、単一の事業区分と認識するほうが経営の実態を適切に反映できるものと考え、事業の種類別セグメント情報は単一といたしました。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	6,678	1,308	7,986		7,986
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	750	296	1,046	1,046	
計	7,428	1,604	9,033	1,046	7,986
営業利益又は営業損失( )	131	57	189	65	123

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 アジア：台湾、フィリピン、シンガポール、中国

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	19,143	3,966	23,110		23,110
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,426	1,065	3,491	3,491	
計	21,570	5,031	26,602	3,491	23,110
営業利益又は営業損失( )	2,070	242	2,313	78	2,234

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
アジア：台湾、フィリピン、シンガポール、中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	北米	ヨーロッパ	計
海外売上高(百万円)	1,876	6	3	1,886
連結売上高(百万円)				7,986
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	23.5	0.1	0.0	23.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
アジア：中国、韓国、シンガポール、台湾  
北米：米国、メキシコ  
ヨーロッパ：ドイツ、スイス

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	北米	ヨーロッパ	計
海外売上高(百万円)	5,526	29	10	5,566
連結売上高(百万円)				23,110
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	23.9	0.1	0.0	24.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
アジア：中国、韓国、シンガポール、台湾  
北米：米国、メキシコ  
ヨーロッパ：ドイツ、スウェーデン



【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、取り扱う製品・商品別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。したがって、当社グループは、製品・商品別のセグメントから構成されております。また、製品は製造方法及び製品の類似性から「民生製品」、「産業製品」に識別し、「商品」を加えた3つを報告セグメントとしています。

「民生製品」の主要製品は、小電力用一般整流素子等(民生)、SBD、FREDであります。「産業製品」の主要製品は、小電力用一般整流素子等(産業)、中・大電力用一般整流素子、サイリスタ、パワーモジュール、スタックであります。「商品」の主要製品は、アクティブ型液晶デバイス、光電変換素子、組立品であります。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) (単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	民生製品	産業製品	商品	
売上高				
外部顧客への売上高	7,973	4,613	11,464	24,050
セグメント利益	484	331	212	1,028

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) (単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	民生製品	産業製品	商品	
売上高				
外部顧客への売上高	2,358	1,642	3,240	7,241
セグメント利益	128	79	66	273

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

### 3 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

当第3四半期連結会計期間から組織変更に伴い、従来「民生製品」の主要製品の内、「小電力用一般整流素子」に含まれていた4インチウエハを「産業製品」に含めております。このことにより小電力用一般整流素子は、小電力用一般整流素子等（民生）と小電力用一般整流素子等（産業）に分け主要製品の記載を行っております。

（金融商品関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

（単位：百万円）

科目	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
短期借入金	5,042	5,042	
長期借入金	3,453	3,453	

（注1）短期借入金の時価の算定方法

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）長期借入金の時価の算定方法

長期借入金は、全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	13円 56銭	1株当たり純資産額	153円 16銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	4,243百万円	4,740百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	5,109百万円	百万円
(うち、普通株式を対価とする取得請求権付 A種優先株式払込金額)	(5,109百万円)	百万円
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連 結会計年度末)の純資産額	865百万円	4,740百万円
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の 普通株式の数	63,869千株	30,953千株

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 102円 80銭	1株当たり四半期純利益金額 14円 27銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益金額	百万円	500百万円
四半期純損失金額	3,182百万円	百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	百万円
普通株式に係る四半期純利益金額	百万円	500百万円
普通株式に係る四半期純損失金額	3,182百万円	百万円
普通株式の期中平均株式数	30,953千株	35,078千株
普通株式増加数		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成22年7月15日発行のA種優先株式10,219,622株 これらについては、第4提出会社の状況(1)株式等の状況(1)株式の総数等発行済株式(注)4に記載のとおりであります。

## 第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 7円 00銭	1株当たり四半期純利益金額 7円 18銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期純利益金額	百万円	290百万円
四半期純損失金額	216百万円	百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	百万円
普通株式に係る四半期純利益金額	百万円	290百万円
普通株式に係る四半期純損失金額	216百万円	百万円
普通株式の期中平均株式数	30,953千株	40,432千株
普通株式増加数		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成22年7月15日発行のA種優先株式10,219,622株 これらについては、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等発行済株式(注)4に記載のとおりであります。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

日本インター株式会社  
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 仁戸田 学 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 高島 雅之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

日本インター株式会社  
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 仁戸田学 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高島雅之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。